

会議録（要点筆記）

会議名	第3回米原市地域福祉計画推進会議
開催日時	令和5年7月7日（金）午後7時から午後9時まで
開催場所	米原市役所 本庁舎1階 コンベンションホール
公開・非公開	公開
傍聴人	なし
出席者	出席委員：14人 志藤委員、中村委員、阿藤委員、永田委員、木船委員、川嶋委員、眞野委員、寺田委員、野田委員、伊部委員、田辺委員、伊賀並委員、松本委員、堀田委員 欠席委員：1人 福永委員 事務局：8人 市：松岡くらし支援部長、森川課長、禿子主席参事、藤本課長補佐、中田市社会福祉協議会：田中事務局次長、村山協働推進課長、伏谷（株）ジャパンインターナショナル総合研究所 伊藤拓人
議題	1 開会 2 あいさつ 3 協議 （1）各種調査結果からみる「福祉のまちづくり」の今後の方向性について （2）その他 4 閉会
結論	○各種調査結果について ・結果からの課題のとりまとめについて ○計画骨子について ・2次計画から3次計画へのつながりの明確化を図る。 ・施策体系についてわかりやすい表現にするなど、市民に伝わるものとする。 ・施策体系等の検討のため、背景や根拠を明確にする。 ○その他報告事項について ・今後のスケジュールの説明
1 開会	<p>こんばんは。定刻となりましたので、平日の夜分に御多用の中、「第3回米原市地域福祉計画策定委員会」に御出席いただき、ありがとうございます。開催にあたり、福永委員から欠席の連絡を頂いています。中村副会長と阿藤委員は、遅れて出席するということで連絡をいただいています。過半数の委員の出席をいただきましたので、米原市地域福祉計画推進会議規則第3条の規定により、本会議が成立いたしましたことを御報告します。なお、令和5年度の米原市自</p>

治会連絡協議会役員改選に伴い、委員の変更がありました。4月1日付で米原市自治会連絡協議会の寺田豊副会長に委員として委嘱しております。寺田委員、よろしくお願ひします。開始に先立ちまして、志藤会長よりごあいさつお願ひいたします。

2 あいさつ

会長：こんばんは。前回の委員会から時間がたちました。前回のワークショップでは、委員同士、少人数でいろいろな意見交換をする機会はなかなかありませんでしたので、それはそれですごく楽しい時間を過ごさせていただきました。アンケートの集計結果からは、市民や事業所の方々がどういう状況に直面されているかが出てきている内容になっています。それを受けて、ワークショップ等の具体的な御意見なども聞きながら、大方の骨子案が提示されています。今日、これを決するわけではありませんので、いろいろと内容を吟味しながら、よりブラッシュアップしていいものに仕上げたいと思っています。コロナがいったん落ち着いて、コロナ前の生活に徐々に戻りつつある中で、地域の活動は3年間ほど苦しい状況に直面しております。そこを、これから計画期間内でどこまで引き上げていくことができるのか。今回のアンケート等で明らかになった状況に関して、新たにどういう活動に取り組んでいくのかということ意見を交換しながら進めていきたいと思っていますので、本日も御活発な御意見をよろしくお願ひします。

事務局：それでは、始めに配布資料の確認をお願いしたいと思います。お手元に配布しています資料は、第2回米原市地域福祉計画推進会議会議録、【資料1】本日の会議次第および委員名簿、【資料2】市民アンケート結果概要、【資料3】ふくし座談会結果まとめ、【資料4】福祉事業所アンケート調査票、【資料5】福祉事業所アンケート調査結果報告書、【資料6】福祉事業所アンケート調査結果概要、【資料7】第3次まいばら福祉のまちづくり計画（骨子案）、以上8点でございます。配布漏れなどはございませんでしょうか。また、第2回推進会議にて使用しました「第3次まいばら福祉のまちづくり計画」策定のためのアンケート調査結果報告書につきましては、議事に入る際に御活用ください。本日は次期計画の施策体系について、各種調査や統計、時代の潮流等を踏まえ、決定していくことを目的とさせていただきます。では、本日の議事進行を志藤会長にお願ひいたします。よろしくお願ひします。

3 協議

(1) 各調査結果からみる「福祉のまちづくり」の今後の方向性について【資料2～7】

会長：それでは、次第に基づき進行させていただきます。第1番目の「各調査結果からみる「福祉のまちづくり」の今後の方向性について」、事務局より説明をお願いします。

事務局：福祉政策課の中田より御説明します。次期計画策定に向け、課題の抽出や目標設定のため、市民アンケート調査、福祉事業所アンケート調査、ふくし座談会等を行いました。

た。資料2から資料6までが各種調査結果の資料になります。資料3「ふくし座談会結果まとめ」と、資料7「第3次まいばら福祉のまちづくり計画（骨子案）」を御覧ください。市民や地域、活動団体等からの参加により開催したふくし座談会では、地域で暮らす人や家庭などのケースを設定し、課題やできること、今後必要なことについて意見交換しました。抽出された課題を御報告します。資料3にはその御意見のまとめを記載させていただいておりますが、主だった課題をまとめたものとして骨子案P34を御覧ください。多数のケースで見受けられた課題になりますが、近所とのつながり不足、地域コミュニティ機能の低下、孤立・孤独状態の改善です。支援を必要とする人や家庭の中には、隣近所や地域とのつながり不足により孤立・孤独状態に陥っているケースも少なくありません。人口減少・少子高齢化や個人の価値観の変化、あるいはコロナ禍等により、地域コミュニティ機能の低下がみられ、困っている人や家庭の支援が困難になっています。普段からの関係性の構築や地域活動への参加を促すことで、いざというときに助け合い、支え合える関係づくりを行うことが必要ということや、行政や社会福祉協議会、民生委員・児童委員、その他専門機関などへとつなぐことができるネットワークの構築が重要との意見がありました。続いて、移動手段・買い物手段の確保が必要です。地域によって移動手段が限られており、自動車を運転できない人の生活が困難になると考えられ、また、高齢ドライバーによる事故発生も懸念されているとの意見がありました。そのため、運転免許証の返納促進と同時に、代替となる移動や買い物手段として、まいちゃん号や移動販売、ネット通販の活用や、今後普及していくと想定される自動運転などの新たな技術を生かした利便性の向上も必要との意見がありました。続いて、困りごと、悩みごとに対する相談・支援体制の充実についてです。相談できず、課題が深刻化してしまうことや、支援を必要とする人に適切な情報が届いていなかったり、本人が周りに相談したり、助けを求めたりする意識がないことも考えられるとの意見がありました。日ごろから気軽に相談できる関係づくりや、公的な支援やサービス・制度に関する情報の発信・共有を図ることが必要であり、また、必要に応じて、相談を待つのではなく支援者側が積極的に出向くような、いわゆるアウトリーチによる支援や、困ったときには誰かに頼ってもいいという「支えられる側」の意識づくりも必要との意見がありました。続いて、複雑化・複合化した課題への対応についてです。地域の中で困難を抱える人や家庭は多様化しており、課題も複雑化・複合化しています。制度の狭間にある人や家庭もあり、分野別の支援だけでなく、その人や家庭全体の課題解決につなげることが重要ということがみられました。続いて、多様性を認め合う地域の意識づくりです。地域には様々な人が暮らしており、生活の状況や価値観も様々です。誰もが互いに尊重し合い、認め合うことができる地域づくりが求められます。交流機会の確保や子どもを通じた地域とのつながりづくり、趣味や特技を生かした居場所づくり・地域の中での役割の創出など、地域全体での意識づくりが必要という意見がありました。最後に、家庭内の関係・生活環境の改善についてです。個人情報やプライバシーへの配慮から家庭内の事

情に踏み込んだ支援が難しく、そのことにより、個人に負担が生じたり、適切な支援につながらないケースが懸念されます。隣近所や友人・知人、親族などを通じ、支援を必要とする人や家庭の情報を把握するとともに、状況の改善につながる適切な支援につなげることが必要です。特に子どもに対してはSOSの出し方の教育など、課題が家庭内にとどまることがないように、地域全体の課題として取り組んでいくことが必要という意見がありました。ふくし座談会についてのまとめは以上です。

次に、福祉事業所アンケート調査について御報告いたします。資料4、資料5、資料6に福祉事業所アンケート調査に関して記載していますので、御覧ください。まず、資料5のP1に調査概要を記載していますが、令和5年1月に福祉事業所へ資料4のとおり、アンケート調査を行いました。資料5のP4の問3のとおり、福祉事業所の運営上の課題としては、スタッフの確保や経営効率の向上といった回答の割合が高くなっています。また、地域との関わりについて、問4では「不十分である（もっと必要）」との回答の割合が高くなっていましたが、一方で、問5では地域との関係づくりになる事業を既に実施している割合も6割程度あり、実施内容ややり方について工夫が必要であることがうかがえます。P5の今後力をいれていきたい事業・活動について、地域交流イベント・行事や地域の人との普段の付き合い（あいさつ等）など、ふれあいの機会の充実に関する取組が5割を超えているとともに、「ボランティアや職業体験」「地元からの雇用・材料調達」などの割合が高くなっています。また、「災害時において、地域と連携・協力する（例：被災者等受入、施設開放等）」が71.9%と最も高くなっている中、P6の問8の、「避難誘導や避難所開設などに関して、地域と連携・協力関係ができていない」では「できていない」が31.3%となっており、災害時のさらなる連携が必要であることがうかがえます。P7の問11の困難ケースの解決体制については、「不十分である（もっと必要）」が40.6%、「十分である」が15.6%となっており、困難事例に直面しつつも適切な対応や問題の解決へとつなげるのが難しい現状がうかがえます。P8の問13の相談を受けたり、対応したことはあるかについては、「家族介護が負担になっている世帯」が46.9%と最も高く、次いで「複合的な課題を抱える世帯」が46.9%、「社会的孤立状態にある人や世帯」が25.0%と続いています。回答者の6割が介護保険サービス事業者であることから、高齢者分野が多くなっています。

続きまして、資料7「第3次まいばら福祉のまちづくり計画（骨子案）」を御覧ください。今説明させていただいた各種調査や統計、時代の潮流等から、次期計画の今後の方針を事務局案として作成しました。全てを説明すると時間が足りませんので、抜粋しながら説明をさせていただきます。まず、P2の「2 地域福祉を取り巻く動向」を御覧ください。地域福祉計画の策定が市町村の努力義務とされ、「地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」や「包括的な支援体制の整備に係る事業に関する事項」が、市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項として追加されました。令和3年の社会福祉法改正では、市町

村における地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する、「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設され、包括的な支援体制の整備が求められています。また、平成 28 年に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」および「再犯の防止等の推進に関する法律」において、市町村における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（成年後見制度利用促進基本計画）及び再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（再犯防止推進計画）の策定が求められています。続いて、P 3 を御覧ください。国の流れとして、少子高齢化・人口減少社会の進行、対象に応じたサービスだけでは対応しきれない制度の狭間の問題の顕在化、生活課題の複雑化・複合化、大規模災害や新型コロナウイルス感染症の流行といった流れがある中で、これらの状況を踏まえ、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる「地域共生社会」を実現することが必要ということや、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みを地域でつくり、市町村には、縦割りではなく「丸ごと」の総合相談支援の体制整備や分野・制度ごとに分かれている相談支援等を一体的に実施していく「重層的な支援体制の整備」が必要となっています。続いて、P 9 を御覧ください。「統計から見るまちの姿」とありますが、米原市の現状について記載をしています。人口減少、少子高齢化の傾向が続くことが読み取れます。P 11 では、外国人人口が増加傾向にあることが読み取れます。支援が必要な人の状況について、まず高齢者の状況については、一般世帯の半数以上が 65 歳以上の高齢者がいる世帯となっており、高齢者のみの世帯である高齢者単身世帯と高齢者夫婦世帯が増加を続けています。続く P 12 では、要介護認定者数の認定状況も増加傾向にあり、特に「要支援 1」から「要介護 1」までの軽度が増加しています。障がい者手帳所持者数では、身体障害者手帳では減少傾向にあり、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳では増加傾向にあります。P 13 の出生数については、減少傾向にあることが読み取れます。P 14 のひとり親世帯の状況については、母子世帯数が増加を続けています。P 15 の就学援助認定者の状況については、小学生・中学生ともに増加傾向で推移しています。P 16 の虐待相談件数の状況については、児童虐待では大幅に増加しています。再犯の状況については、滋賀県におけるデータになりますが、再犯者率は低下傾向にあり、全国よりも低い水準となっていますが、令和 3 年においても再犯者率については 4 割を超えている状況です。支援制度、活動等の状況について、P 17 からまとめています。成年後見制度の利用状況については、横ばいで推移しており、令和 3 年では 50 件となっています。P 19 からは、各種調査の概要をまとめています。内容については、割愛させていただきます。続いて、P 36 を御覧ください。P 36 からは各種調査や統計、時代の潮流等より見られる、今後の福祉のまちづくりに向けた課題のまとめを記載しています。1 つずつ御説明します。(1) つながりの希薄化に対する新しいつながり方の必要性。コロナ禍を通じ地域における参加・交流の機会が減少したことに伴い、地域に対する認識や近所付き合いなど、市

民の意識や生活が変化し、これまで以上に地域のつながりの希薄化が進行していることがうかがえます。また、これからのつながりづくりでは、オンラインによる会議出席や交流、SNSを通じた相談や情報交換など、誰もが参加・参画しやすい新しいつながり方を取り入れながら、一人ひとりが地域の一員として活躍できる地域をめざしていくことが必要です。(2) 地域福祉を支える担い手不足についてです。人口減少、少子高齢化の進行に伴い、地域コミュニティにおける助け合い、支え合い活動や、団体活動などに参加する人が減少しています。そのため、すでに活動をしている人に役割や負担が集中してしまうことも懸念されます。また、福祉事業所や保育施設などの専門機関においても、安定的な人材確保が運営上の課題の一つとなっています。地域福祉を支える担い手を確保するためには、一人ひとりの福祉に対する意識醸成を図ることや、活動や働きやすい仕組みや環境づくりが必要です。(3) 地域課題の複雑化・複合化への対応です。ひとり暮らし世帯やひとり親家庭の増加、家族の関係性の変化などにより、地域の中で孤立・孤独状態にある人が増えていることがうかがえます。また、ひきこもり、ヤングケアラーなどの公的支援につながりづらい人や、外国人住民など、公的支援や地域とのつながりを築きづらいケースもみられるなど、支援を必要とする人の多様化が進んでいます。こうした人たちが地域とのつながりを持ち、必要に応じて適切な支援につながるができるよう、見守りや相談体制の充実、アウトリーチによる支援も含めた働きかけが必要です。地域において支援を必要とする人や家庭が抱える課題は複雑化・複合化しており、誰一人取り残さない地域を実現するためには、様々な公的な支援やサービス、事業者など地域資源の活用、地域のつながりによる助け合い、支え合いの力など、包括的、重層的な支援体制を強化していくことが大切です。(4) 権利擁護の必要性の高まりについてです。高齢化に伴う一人暮らし高齢者や認知症高齢者、知的障がいおよび精神障がいのある人など意思表示や判断能力が低い人の増加、子どもや高齢者などに対する虐待の発生など、生活困窮者や子どもの貧困問題、外国人住民の増加など、コロナ禍の影響も含めて複雑化・複合化する課題を抱える人や家庭の増加が懸念されます。今後は、これまで以上に成年後見制度をはじめとする権利擁護へのニーズが高まることが考えられるため、誰もが地域で安心して暮らせるよう、制度の普及や困りごとを抱える人が適切な福祉サービスを受けていただけるよう、中核機関を含む相談支援体制の充実など多様な権利擁護の推進が必要です。(5) 安全・安心の確保の必要性の高まりについてです。災害や感染症などが懸念される中で、安全・安心確保への必要性が高まっています。支援を必要とする人や家庭の災害時の支援や、高齢期の移動手段の確保など、防犯対策も含め、いざというときに備えた助け合い、支え合いの関係づくりや、安全・安心な生活を継続するための制度の活用や支援の仕組みづくりが必要です。以上を、課題としてまとめました。そういった課題があることを基に、38 ページに、福祉のまちづくりの考え方として基本理念を記載しています。現行計画では、基本理念を「自分らしく 心豊かに 安心して暮らせるまち まいばら～みんなでつくる つながりと支え合いのある まち

をめざして～」としていました。新型コロナウイルス感染症の拡大により、人と人とのつながりが制限される状況の中で、地域における「つながり」や「支え合い」の大切さが再認識されています。また、多様性が認められる社会、誰一人取り残さない社会が求められており、地域のつながりの希薄化や担い手不足が進んでいくことが懸念される中においても、一人ひとりが地域課題を自分事として捉え、みんなで解決に向けて取り組んでいくことができるまちづくりが必要となっています。こうしたことから、第2次計画の考え方を継承しながら新たな課題に対応するため、本計画では「自分らしく 心豊かに 安心して暮らせるまち まいばら～ゆったりとゆるやかにみんなとつながるまちをめざして～」を基本理念として掲げ、地域共生社会の実現に向けた取組を展開していきたいと考えています。P39ではP36でまとめた課題を基に、地域福祉を取り巻く課題の解決と基本理念の実現に向けて、第3次計画においては次の3つの基本目標を掲げ、各種施策に取り組みたいと考えています。まず、「基本目標Ⅰ みんなで支え合うためのつながりづくり」。これは地域における支え合い、助け合いが機能するよう、顔の見える関係づくりをはじめ、地域福祉に関する意識啓発や、多様な交流の促進、地域活動への参画の促進を図ります。「基本目標Ⅱ 誰一人取り残さないしくみづくり」については、様々な課題を抱える人が、一人ひとりに合った支援やサービスを受けられるよう、行政や関係機関、住民など地域全体で包括的、重層的に支援できるしくみを構築します。また、権利擁護の促進など、誰一人取り残さない地域づくりを行います。最後に「基本目標Ⅲ 安心して暮らせる地域づくり」。防災、防犯対策や住まいの場の確保、移送手段の確保など、生活環境や支援体制の充実を図るとともに、適切な情報が得られる誰もが安心して暮らせる地域づくりを行います。続いて、P40を御覧ください。基本理念、基本目標を実現する取組の基本体系についてまとめています。基本理念、基本目標については、今ほど提案させていただきましたが、基本目標Ⅰを実現する取組の方向として、(1)福祉の意識づくり、その下に①福祉教育の機会の充実、②地域における人材の確保・育成、③更生支援の推進と続きます。(2)地域や人とのつながりの強化、その下に①地域活動への参加促進、②交流の機会の充実、③多様な主体の参加・交流促進。次に、基本目標Ⅱを実現する取組の方向として、(1)包括的・重層的な支援体制の強化、その下に、①包括的な相談支援体制の構築、②参加支援の充実、③地域づくりに向けた支援、④支援を届けるためのしくみづくり。(2)権利擁護の推進、その下に、①権利を守る取組の推進、②自立を支える取組の推進、③後見体制に向けたネットワークづくり。(3)福祉に関する社会資源の充実、その下に、①ボランティア活動の促進、②サービス提供体制の充実、③連携体制の構築。基本目標Ⅲを実現する取組の方向として、(1)防災・防犯対策の推進、その下に、①地域における防災対策の推進、②福祉避難所の充実、③防犯対策の推進。(2)暮らしやすさの向上、その下に、①誰もが安全に暮らせる環境づくり、②住宅確保要配慮者の支援、③移動に関する支援の充実、④福祉に関する情報提供とまとめさせていただきました。

本日は各種調査や統計、時代の潮流などから、課題を抽出し、その課題解決のため

の取組として、P40の施策体系をどのような形にするかを、この場で決めることができるといふところを目標にしておりますので、協議の中で、委員の皆様から積極的な御提案を頂ければと考えております。以上になります。よろしくお願いいたします。

会長：課題の抽出から施策体系のところまで一括して説明いただきました。事務局の説明を受けて、感想、御意見等も含めて、自由に意見交換できればと思います。

委員：御説明いただいた資料の関係性を確認したいと思います。骨子案のP36、37の「4 福祉のまちづくりに向けた課題のまとめ」は、ふくし座談会と市民アンケート、事業所アンケートの結果をまとめると、このページになるという理解をしておりますが、この認識で合っていますでしょうか。

事務局：そうです。プラスで、時代の潮流等を踏まえながらのまとめになっております。

委員：2次の施策をいろいろな形でやられている上で、ふくし座談会とかアンケートが成り立っていると思います。2次で作られた内容は、期待値、もくろみがあって、それに対して活動されており、その結果として福祉座談会やアンケートをやってみると、いろいろな課題点がまた見えてくるという立て付けだと思います。気になるのは、2次の計画で当時期待していたこと、もくろみとして持っていた内容が、今どれくらい達成されているのか、もくろみどおりしているのかというのが、資料のどこを読んでも出てきません。課題はおっしゃるとおりだと思うのですが、2次でやってきた内容も3次に劣ることなく素晴らしい内容をされていると思うので、内容によっては継続すべきとか、良い行いなのでもっと加速すべきというのがあるべきだと思います。そういうものなしに課題感だけで次のプランが作られることに違和感があります。2次のプランの総括で良かったことと悪かったこと、期待どおりだったことと期待どおりではなかったこと、もくろみどおりだったことともくろみどおりではなかったことみたいな形で、プラス方向の内容も3次のプランに反映させる形があっているのではないかと思います。課題感に違和感があるわけではなくて、課題ばかり積み上げていいのかという観点でいくと、そうではないだろうと。いろいろな取組みをされている方がそれぞれ一生懸命にやられて、このことはぜひ継続してほしいとか、うまくいったからやってほしいというものはあると思います。そういうものが読み取れないので、どういうふうに理解したらいいのかと思っています。同じことがP39の「2 基本目標」にもあり、2次では基本目標が4つありました。今回は3つに、数的には1つ減っています。内容も少しずつ変わってきますが、2次の目標を3次にうまく引き継いでいきたいと考えていらっしゃるのと、こういう理由で課題感があったので3次ではこう変えましたというふうに、変える前と後にどういう分析なり考察があったからこれに変わっていますという説明をしていただかないと、理解が浅くなるのではないかと思います。それがあつた上でのP40なので、その前のP39とかP36、37の部分も、もう少し丁寧に議論したほうがいいのではないかとというのが私の意見です。

会長：骨子案のP7、8の内容が、どういうふうにP39につながっていくのかというところが分かりにくいというお話かと思います。書きぶりもP40は「取組項目」が「機会の

充実」や「確保・育成」という感じになっていますが、前回計画では「主な取組」は割と具体的な事業名称まで書かれていました。これから書かれる予定なのかということもあるとは思いますが、書きぶりが変わってきている感じで、その辺りをどういうふうに分かりやすく整理するかということだと思います。PDCAと言って、計画を作って、それを実行して、チェックして、次の計画に反映させていくという循環で回っていこうと前回計画にも書かれていたので、そこをもう少し意識したほうがいいのではないかと思います。

事務局：2次を踏まえての3次となりますので、どのように引き継いで、盛り込んでいくかというところを、読んでいただく皆さんに分かりやすく記載することが大事だと思います。書き方など考えさせていただきます。

事務局：2次から3次にどうつないでいくかというところは大事なことと認識しています。志藤会長から御紹介がありましたP7、8の部分が2次の計画で、どういうことをしてどのような課題があったというのをまとめています。今回の計画案は福祉全体の基本的な構想という形になりますので、その構想の下ではいろいろな福祉の事業が行われています。この計画を基準として様々な福祉の事業、骨子案で言うとP5の部分で、計画の関係図が挙がっていますが、ここで出てきた構想が、いろいろな福祉の計画、例えば「健康まいばら21」であったり、子ども・子育て、障がいや高齢の部分といったところにぶら下がっています。これからこの計画づくりが進んでいくと、P40にある「取組項目」の中に丸付きの数字で挙がっている項目に対し、どういった事業をしていくか、新しくどういったことに取り組んでいったらいいのかを掘り下げて、御審議をお願いしたいと思います。

会長：頂いた御意見に基づいて、内容を検討するということです。

委員：御検討いただきありがとうございますのですが、PDCAではなくてCAPDだと思います。チェックが、スタートになっています。少なくとも、2次のプランに対する総括はすべきだと思います。良かったことといまいちだったこと、良かったことも、さらに伸ばしたらもっと良くなるのが絶対にあるはずで、それが、3次に対しての具体的な各論になったときに、P40の①②③になりましたということで、ここはもう2次から引き継がれて加速すべきところ、別の項目は、明らかにこの5年間で状況が変わったので修正せざるを得ないことであるとか、追加すべきだとか、そういうかメリハリを持ったプランにするほうが、よいのではないかと思います。

事務局：プランの部分が弱いというのは、ごもっともだと思いますので、どういう整理の仕方をしていいのかというのは検討させていただきます。

委員：説明いただいた「4 福祉のまちづくりに向けた課題のまとめ」の「(4) 権利擁護の必要性の高まり」で説明していただいた中身は共感できるところもあるのですが、権利擁護は必要なものであって、必要性が高まるものではないと思います。対象者が増えたから必要なものではないので、高まってくるからやらなければいけないということではないと思います。その必要性の高まりの根拠として「高齢化に伴う一人暮らし

高齢者や認知症高齢者、知的障がいおよび精神障がいのある人など意思表示や判断能力が低い人の増加」のところが気に入らないというか、「判断能力が低い人」というのは、今のアンケートや状況の中でどういうふうにして判断能力が低い人と判断をされているのでしょうか。知的障がいや精神障がいの人もひっくるめて、認知症の人でも判断できる場所もあれば、判断能力が低い人が増えているという根拠はどこにあるかということをお説明いただくとありがたいと思います。

事務局：御指摘いただき、表現的には適切ではないと思います。高齢者や精神障がいの方が増えていることは統計からは出てきますが、そのことがイコールという考え方はおかしいと思います。権利擁護は当然の権利ということでもありますので、権利擁護をいかに適切に守っていくかという考え方の中で、この部分は検討していきたいと思います。

委員：能力評価ではなく、社会モデルでいくと発揮できない環境をつくっているという、今のまちづくりでいくと、判断能力が弱くなっても、支え合うまちづくりをすることが、今の計画であったり、みんなが集まって検討していく大事なことで、(1)(2)(3)(4)(5)も全部それぞれの特性、それぞれの年齢とライフステージの権利擁護につながるのだと思います。必要性の高まりというよりは、福祉のまちづくり自体が権利擁護であり、なおかつ、それを推進して住みやすいまちにしていきたいということだと思っているので、能力が低い人が増えてきたから権利擁護を増やしましょうという表現は、今の進め方としては違うと思います。いろいろな人を受け入れるまじばら、それを支えてみんなで権利擁護を進めるまじばらという意味で課題整理をしていただけるとありがたいと思います。

会長：課題としての書き方と、P37の「(4) 権利擁護の必要性の高まり」の書き方とP39の「課題4 権利擁護の必要性の高まり」は連動しているので、状況を的確に示した内容で表現を変えたほうが良いということです。P40の「3 施策体系」のⅡの、「(2) 権利擁護の推進」と連動するか・しないかということも、検討が必要です。同じ「権利擁護」という言葉ですが、使い方が前段と違うので、どちらにしても文言を整理したほうが良いでしょう。

委員：骨子案のP38～40をお説明いただきましたが、基本理念は、言い方は悪いですけれども、雲のような感じに思えます。それを目指して、基本目標があり、次に施策体系がある。それは、具体的に書かなければいけないことだと思いますが、少し書き方が弱いと思います。例えば、P8の「基本目標Ⅳ みんながつながるまちをつくる」のところ、例えば「自治会役員等の交代により、継続的な話し合いが難しい」と課題が出ていますが、それに対して、3次にどう結び付けるのかということがP40のどこにも書いていません。

会長：よく見ると分かりづらいです。P7、8は、基本目標があって、その中で、コロナ禍でいろいろあったけれども取り組めたことと、課題として残った部分を事業の中身として書いています。その書き方と、P40で提案している「取組の方向」、「取組項目」が連動する感じでイメージできるようにするほうが分かりやすいということなので、

具体的なところを書くのか、P 7、8を整理するのか、どちらかで統一した方が連動性が分かりやすくなるので、工夫が必要です。

事務局：検討させていただきます。

会長：アンケートや内容を見ていてすごく気になるのが、福祉に関わる人をどれだけ増やしていくのかというところが、今後重要なテーマになっていく気がします。事業所アンケートでも7割で人がいない、地域でも担い手がいない。福祉に関わる人をどうやったら広げていけるのかというのは、「課題2 地域福祉を支える担い手不足」で取り上げられてはいるのですが、P40ではどちらかというところ、Iの「(1)福祉の意識づくり」の「②地域における人材の確保・育成」に出てくるのですが、あちこちに、福祉に関わる担い手を、要するに働く人も活動する人も両方含まれているので、そこを増やす仕組みを市として考えていかないと介護保険計画も今、次の計画づくりも進められています、両方同じ課題です。福祉事業所は本当に人がいなくて、ニーズがあっても結局対応できない状況になってしまう可能性が高いので、そのところを全体の中にもっと強調して書いていく工夫が必要だと思います。どういうふうに書けばいいのか、思い付かないのですが、大切な、今後のあらゆる福祉に共通する大きなテーマだと思っているので、もっとみんなで考えていけたらいいと思います。事業所の方々、いかがでしょうか。御意見があれば、出していただけたらいいかなと思います。医療もそうですけれども、同じ悩みですが、いかがでしょうか。

委員：P40が重要なところで、これを市民にお配りすると、少し難しいというか、「取組項目」がぱっと見て分かるものと、「③更生支援の推進」はイメージが分からなかったり、「①包括的な相談支援体制の構築」は意味が伝わってこない。その割には、「①地域活動への参加促進」は具体的な部分ですと入ってくる。「③後見体制に向けたネットワークづくり」は、市民でこの言葉を知らない人は何のことを言っているのか全く分からない言葉と、ぱっと入ってくる言葉が一緒くたになっていて見ていて入ってきません。何を目指していくのか、重要なところが入ってこない気がします。文言の下に添えて何か書いてあるとかがないと、すっと入ってこないという印象を持ちました。

会長：用語も、業界にいと当然のことで頭に入ってきますけれども、市民目線で見るときにこの言葉はどうでしょうか。やはり、市民の方と一緒に進めていく計画ですので、市民に伝わりやすい言葉・表現・用語を使ったほうがいいと思います。

委員：P40の「取組項目」で分かりにくいなどと言われているのですが、そもそもここをどういうふうに決めたいかというイメージを理解したいです。具体的にこういうことをしたいということまで落とし込むのではなくて、抽象的に書かれています。右端の「取組項目」が、具体的に「～します」というのではなくて、「取組の方向」と「取組項目」は似たような表現方法で抽象的です。今回アウトプットとして何をつくり上げたいかというイメージとして、「取組項目」は、より具体的なものまで踏み込んで決めたいと思うのであれば、具体的な表現に変えるべきだろうし、そういう意味で言うと、「取組の方向」とか「取組項目」で、真ん中の列の抽象的な部分を膨らませて、そ

れに対して具体的にこれをします、あれをしますというふうには書かないと、読んでいる人は、言っていることは正しそうだけれども、何をするのかという質問がでてしまう気がします。

事務局：今後どういうことを取り組んでいくのかについては、「取組項目」の丸付き数字の項目を次回以降のこの会議の中で、どういったことをしていくのかお示しして議論できたらと計画しています。そこまでのアプローチの仕方として、文言が難しいとか、表現がどうというところは直させていただいて、体系図を見て、大体こんなことがしたいということ、市民の方が分かっていた形に改めていかなければいけないと思います。例えばこういう方向性がいいという御意見を頂ければと思います。それに基づいて、内容を分かりやすいもの、よりニーズに合った方向性に持っていけたらと考えています。

委員：もう1つお願いしたいことがあって、具体的に項目に対して、なぜそういうことをしなければいけないのか、定性的・定量的な目標にまで落とし込むのが一番いいと思います。抽象的であっても、なぜそれをしないといけないのかという背景やエビデンスは、一般の方に説明する必要はないと思いますが、少なくともここにいる人たちは、こういう理由だからこの文言にしたという納得感を持っておかないといけないと思います。具体的に言うと、ここのデータがこうだからこうしたとか、ここでこういう意見があってまとめるとこうだと、とてもいいことだから引き継いでいますとか、解説文みたいなものを付けてもらって、だからこうするのですよというふうにまとめておかないと、なぜこれをしたのだったかという話になりかねないと思います。

会長：基本理念はバクっとした話で、スローガンみたいな話なのですが、基本目標は少し具体化して、基本目標を進める方向性みたいなものは、「I みんなで支え合うためのつながりづくり」は、意識づくり、住民、教育現場での福祉に関わる様々な教育とか、教育機関での福祉を学ぶ機会とか、一般の幅広い方々と福祉を学ぶ機会などを通じて福祉の意識づくりを醸成する。それはなぜかというならば、事業所アンケートによると、事業所としてやれなかった項目に、住民や子どもたちと福祉に関する取組ができていなかったという結果がありますという順番で、説明的にやっていくならば、もう少し分かりやすいP40 ができるのだらうと思います。「(1) 福祉の意識づくり」の中の「②地域における人材の確保・育成」も、市民アンケートの中でお互いの住民同士の関係、交流が薄れてきているとか、相談できる相手がだんだん減ってきている、身内に限られてきているということもあるので、地域の身近な所で福祉のことを伝えていける住民活動が必要だし、事業所アンケートでも、気軽に相談できる窓口が必要と言っているけれども、なかなかできていないという結果があります。というような根拠があるとよく分かると思います。例えば「③更生支援の推進」については厚生労働省からの方向性として、「再犯防止」を盛り込んでくださいというトップダウンの指示があるので、それを自治体の中で引き受けてやっていくには、更生保護に関わる団体と一緒に再犯についての取組を考えてみましょうという形で、国の計画に基づいて、

今回、新たに出ていますという解説が要るということです。

委員：そういう説明があるとよく分かります。今はこうやって議論をしているので記憶に残るのですが、あとになって、結局これはなぜこういうことになったのかとなることが多くあります。そういうことをなくすために、解説をきちんと付けて、読み返したときにそういう背景があったのかということがわかります。一般の方に周知するときには、具体的な取組はこれをしますでいいと思うのですが、ここの中では、なぜそうなったのかを理解して腹落ちして、これでいいねという結論になりましたというふうにしたいと思う次第です。

会長：分かりにくい文言として、Ⅱの「(1) 包括的・重層的な支援体制の強化」の、「①包括的な相談支援体制の構築」や「②参加支援の充実」は、これも厚生労働省から各自治体に地域福祉計画を策定する上で進めてくださいという要望で厚生労働省用語です。これを米原市として引き受けるとするならば、「Ⅱ 誰一人取り残さない仕組みづくり」で、もしかしたら支援体制の強化だけでもいいのかもしれない。困難な生活状況、あるいは様々な困難を抱える方への支援体制の強化という形で、「複合的な」とか「制度の谷間」とかいろいろな言い方がされていますが、それも含めて「様々な課題を抱える方への支援体制を強化します」という言葉でもいいと思います。①のところでもう少し分かりやすく、法律用語をそのまま、「包括的な」とか「重層的な」とか「参加支援」という言葉も国の用語です。そこは米原で使うか使わないかという判断は別にあってもいい気がします。市民に背景や内容が分かるような提案の仕方がいいと思います。そのほうが、次の「取組項目」として、例えば、する・されるという枠を超えて、地域の中でお互いに、自分らしくいられる場所や時間をつくりながら、いろいろな方が社会参加できるように進めていきたいと思いますという参加支援の中身を具体化するときに、どういうふうにするかというところまで落とし込んでいるほうが、具体的な事業につながりやすいと思います。次の具体的な施策を考えるときに、我々も市民の方も納得がいくような気がします。「後見体制」も、まさしく厚生労働省用語です。なるべく使わないという判断はあっていいと思います。今日冒頭で説明していただいたP2とか、「2 地域福祉を取り巻く動向」と書かれていて、その中にその用語そのものが出てくるので、そこで説明されたらいいと思うし、もう少し詳しい説明をP3の空きのところに加えていただくと分かりやすいかもしれません。それを引き受けて、米原でどのように進めていくかというP39、40は、もう少し言葉の使い方を変えてもいいのではないかと思います。ここできちんとアンケートをとって、ディスカッションして出てきた、米原市民の言葉もありますから、そこをきちんと使っていったほうが伝わりやすいのではないかなと思います。言葉をひらいて説明をして、この言葉以外の言葉を使いながらうまく説明していくというのは、いろいろな意味が入っているから難しいとは思いますが、工夫していったらいいと思います。そういう意味では、Ⅲの「(2) 暮らしやすさの向上」の「②住宅確保要配慮者の支援」も難しい言葉で、よく分からないですね。少し工夫したほうがいいかもしれません。

委員：国や県の人たちが書く漢字と文章は難しいので、理解するのに時間を要するのですが、賢い人たちが作った文言なので、的を射ている文言であるのは間違いないと思います。ただ、市民に細かく制度まで理解をしていただく必要はないとは思いますが、自分の住む国や県や市やまちが何に取り組んでいるか、どういうことなのかというのは、やはり説明、解釈を入れて知ってもらう方がよいと思います。この中で言えば、Ⅲの(2)の「④福祉に関する情報提供」という辺りにも関わってくるのだと思います。「(1) 包括的・重層的な支援体制の強化」は、普通にそういう相談職種をやっている者からしたら分かるのですが、言葉で言えと言われると難しく、介護度4のおじいちゃんがいる、要支援のおばあちゃんがいる、無職のお父さんがいる、お母さんがパートで働いていて、その長男が引きこもっていて、次男は知的障がいがあって、末っ子の長女が不登校ですみたいな家庭があったときに、どこの誰が中心になってこの家を応援していきますかということが、地域の中で難しくなっています。ケアマネジャーがやったらいいとか、学校の先生がやったらいいのかとか、こういうことが起こっている中で、包括的、重層的な相談支援体制で、しかもみんな無職で生活保護受けていますとなったら、関係者ばかりで、込み入ってややこしくなってしまうのですが、そうなってもみんなで助け合いますよというのが、この包括的な支援体制です。こうやって文言を解釈して書くのは難しいことなので、分かりやすく情報発信して、文言に説明を入れて、1個ずつ分かりにくいものにルビも振って注釈を入れていくことが大事です。自ら進んで制度とかが使える地域になるほうがよいと思います。知的の人とかいろいろな人の相談や支援をさせてもらっているのも、そもそもこういうことだよということなど地道にやっているところもあるのですが、そういった点でも地域で説明しやすいような、ありとあらゆる所に情報が届くような、情報保障がされるような作り方をした上で、また検証できると思います。

委員：P40とP7、8を比べて見ると、P7、8のほうが分かりやすいと思います。なぜ、前は4つ目標があって、新しく3つの目標になったという説明も必要だと思います。比べて見たら、2次の目標のほうが分かりやすいと思います。例えば「基本目標Ⅲ 助け合い、支え合うひとを育む」の(1)は、ボランティアの人たちを増やす、支える人たちをもっと増やす。それだけではなくて、2つ目に専門的な人材をもっと育てますという、2つに分けて書いてあります。そのほうが分かりやすいです。P40は分かりにくいです。主体になるのが誰なのかが分かりません。課題解決したいと思ったら主体がいると思いますが、読んでも分かりません。それと、財政面をどうするというのが何も書かれていません。

会長：財政面はここには書きません。年度ごとに予算が確保されてこの計画を進めていくという形になるということの説明をしていただくと分かりやすいと思います。

事務局：今回議論いただいています、福祉のまちづくり計画は、こういった福祉の将来像をつくっていききたい、こういった世の中を受けて福祉を進めていききたいという構想的なものが中心です。個別の具体的な制度や取組については、今回議論いただいています計

画から個別計画がぶら下がりますので、その中でどういったことをいつまでにしていくという計画があります。財政的な面については各個別の計画でそれを意識した内容になりますので本計画については、それは含まれない形になります。

委員：4つの項目が3つになったのはなぜかという質問の回答をお願いします。

事務局：骨子案のP38を御覧いただきたいと思います。事業所アンケートや、時代の潮流というお話もさせていただきましたが、2次の計画から出てきたアンケートとか現在の状況を踏まえて、基本理念を書かせていただきました。この基本理念の中から、どういった方向性で目標を定めようかということで、P39にあります課題1、2、3、4、5を書かせていただきました。その中で、今後5年間の目標設定としてどうしたらいいかということで、事務局案として、それぞれの目標は、大きなくくりで整理させていただき3つになりました。今日たくさんの意見を頂いています。人材確保とか育成の部分、もう少しレベルを上げた内容にしたかどうかという御意見も頂いていますので、この部分は、こちらで分析させていただいて見直しを図っていきたいと考えています。

委員：P40は2次のような書きぶりだと分かりやすいです。P38、39は丁寧に書かれているのに、P40は項目だけです。初めてこういう会に参加していますが、一般人にも、もっと理解できるように、もう少しその辺の言葉が分かるように2次を参考にしながらやったほうが理解できるような気がしました。

会長：施策体系の言葉の整理も必要ですが、なぜこういう内容になったのかという根拠データと、具体的なひも付けをしてもらうような表と具体的な事業展望があると分かりやすいと思います。説明資料でもそういうものがあつたほうがいいと思います。計画の中にどこまで盛り込むかは別ですが、意見交換の中で理解を深めていくためには必要かと思います。今日頂いた意見をまとめていただいて、体系そのものの項目がどうこうのという問題だけでなく、どちらかという理解を進めるうえでの御説明ということと、2次から3次への転換のところはもう少し分かりやすい資料が要ということだったので、市で進めていただけたらいいと感じました。それでは、協議事項の1つ目に関しては以上で終わらせていただきます。

(2) その他

会長：「(2) その他」について、事務局、お願いします。

事務局：今後のスケジュールについて御説明します。本日、頂いた御意見をもとに修正を加えながら、7月の委員会協議会にて計画の進捗報告をさせていただきます。そして、9月頃になると思いますが第4回推進会議を予定しています。第4回では、修正を踏まえて、その下に付いてくる具体的な取組も反映させた素案を御報告させていただきます。委員の皆様方には、計画素案に対して、積極的な御意見を頂けたらと思っております。第4回後、頂いた御意見をもとに、素案を再度修正して、10月頃に開催させていただき予定の第5回推進会議で、また改めて御報告させていただきます。こちらを

11月頃の委員会協議会にて報告をさせていただき、そのあとにパブリックコメントを行う予定です。その後、12月頃開催予定の第6回推進会議では、パブリックコメントの御意見を踏まえて修正した、次期計画原案をお示する予定です。

会長：今の説明について、何か御質問等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。本日の会議で全体、そのほか会議の進行等含めて、皆さん御意見等ございますでしょうか。本日出た意見については、私も一緒に整理させていただきながら、なるべく分かりやすい資料を、皆さんにお届けできるよう努力したいと思います。以降のテンポについても、今ほどあったように、9月、10月という形で進められていくと思いますので、どうぞ皆様方、御参集のほうよろしくお願ひしたいと思います。それでは、ほかに御意見もないようですので、議事進行を事務局へお返しします。

4 閉会

事務局：本日の会議の中で、たくさんの御意見を頂きました。2次から3次へのつながりであるとか、施策体系のところ、分かりやすい文言であるとか、様々な御意見いただきました。御意見を反映させた形で整理をさせていただいて、また皆様にお示しさせていただきたいと思います。今日は、限られた時間の中での議論となりました。また、こういうことを追加したいとか、こういった点の見方はどうかという御意見を持たれている方もいるかと思います。期間としては短くなりますが、7月14日金曜日までに御意見いただきましたら、次の計画にできるだけ反映させていただきたいと思います。最後に米原市社会福祉協議会の田中事務局次長より、ごあいさつを申し上げます。

事務局：長時間ありがとうございました。貴重な御意見を頂き、事務局としましては分かりやすい計画づくりに向けて整理等させていただきたいと思います。次回の推進会議については、9月頃に開催させていただきます。改めて御案内等させていただきますので、次回の御出席もよろしくお願ひします。駐車券の割引手続きが済んでおられない方はお帰りの際に事務局までお申し付けいただければと思います。本日はどうもありがとうございました。